

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

生活保護に関する事務を取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に関する履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和5年1月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する市民に対して、最低限度の生活を営むのに必要な生活を保障し、その自立を助長することを目的として生活保護の実施を行う。</p> <p>船橋市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務</p> <p>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 船橋市福祉事務所が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等への被保護者の特定個人情報及び資格情報／医療券・調剤券情報の提供を行う。(船橋市福祉事務所の生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報／医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)</p> <p>〈委託元: 船橋市福祉事務所〉</p> <p>①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 船橋市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)が、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、船橋市福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。 また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 船橋市福祉事務所から委託を受けた支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。</p> <p>③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 船橋市福祉事務所から委託を受けた支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	①生活保護システム ②団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) ③自治体中間サーバー ④医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の15の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>船橋市健康福祉局福祉サービス部生活支援課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>船橋市健康福祉局福祉サービス部生活支援課 〒273-8504 千葉県船橋市湊町2丁目1番4号 電話 047-436-2363</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務	(略) ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務	事後	
平成31年1月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙1	(別紙1 平成30年1月19日現在)	(別紙1 平成31年1月9日現在)	事後	
平成31年1月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	生活支援課長 本木 義人	課長	事後	
令和2年2月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙1	(別紙1 平成31年1月9日現在)	(別紙1 令和2年2月27日現在)	事後	
令和2年8月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月30日時点	令和2年7月21日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月30日時点	令和2年7月21日時点	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する市民に対して、最低限度の生活を営むのに必要な生活を保障し、その自立を助長することを目的として生活保護の実施を行う。</p> <p>船橋市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する市民に対して、最低限度の生活を営むのに必要な生活を保障し、その自立を助長することを目的として生活保護の実施を行う。</p> <p>船橋市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の15の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年/内 閣府/総務省/令第5号)第15条	番号法第9条第1項及び別表第一の15の項	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙1	(情報提供の根拠) ・別紙1のとおり (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・令第7号第19条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の9の項、10 の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の 項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の 項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の 項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の 項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の 項、108の項、113の項、116の項、120の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う連携 ②事務の概要 (1/3)	(略) ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務	(略) ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 船橋市福祉事務所が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等への被保護者の特定個人情報及び資格情報／医療券・調剤券情報の提供を行う。(船橋市福祉事務所の生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報／医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う連携 ②事務の概要 (2/3)	—	<p>〈委託元: 船橋市福祉事務所〉</p> <p>①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 船橋市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)が、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、船橋市福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。 また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p>	事前	
令和5年1月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う連携 ②事務の概要 (3/3)	—	<p>②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 船橋市福祉事務所から委託を受けた支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。</p> <p>③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 船橋市福祉事務所から委託を受けた支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。</p>	事前	
令和5年1月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う連携 ③システムの名称	<p>①生活保護システム</p> <p>②団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)</p> <p>③自治体中間サーバー</p>	<p>①生活保護システム</p> <p>②団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)</p> <p>③自治体中間サーバー</p> <p>④医療保険者等向け中間サーバー等</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	事後	